

◎淀川右岸水防事務組合水防団条例

制 定 昭35. 4. 27 条例11

最近改正 平24. 12. 21 条例11

(目 的)

第1条 この条例は、淀川右岸水防事務組合水防団（以下「水防団」という。）の組織、水防団長及び水防団員（以下「団長及び団員」という。）の定員、任免、服務並びに給与に関する事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 水防団は、次に掲げる団長及び団員をもって組織する。

- (1) 団 長
- (2) 副 団 長
- (3) 分 団 長
- (4) 本部付部長
- (5) 副 分 団 長
- (6) 部 長
- (7) 班 長
- (8) 班 員

(定 員)

第3条 団長及び団員の定数は、別表とおりとする。

(任 免)

第4条 団長及び副団長は、組合議会の同意を得て管理者が任免する。

- 2 その他の団員は、管理者の承認を得て団長が任免する。
- 3 前項の団員の任用基準については、管理者が定める。

(平23条例6追加)

(任 期)

第5条 団長、副団長、分団長、本部付部長及び副分団長の任期は、それぞれ4年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 団長、副団長、分団長、本部付部長及び副分団長は、任期満了後でも後任者が就任するまで在任する。
- 3 補欠により任命された団長、副団長、分団長、本部付部長及び副分団長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 新たに任命された副団長、分団長、本部付部長及び副分団長の任期は現任者の任期に従う。

(服務規律)

第6条 団長は、管理者の命により、その他の団員は、団長の召集によって出務するものとする。

- 2 団長、副団長ともに事故のため職務に従事することができないときは、管理者において臨時代理者を定める。
- 3 分団長、副分団長ともに事故のため職務に従事することができないときは、団長において所属部長のうちから臨時代理者を定めて管理者に報告しなければならない。
- 4 分団の部長、班長事故のため職務に従事することができないときは、分団長において所属団員のうちから臨時代理者を定める。
- 5 団長及び団員が職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠りその他団長及び団員たるにふさわしくない非行があったときは、管理者はその者に対し、戒告又は免職の処分をすることができる。

第7条 水防団は消防機関と相互緊密な連携の下に水防に従事しなければならない。

2 洪水、津波又は高潮に際し消防機関又は水防団が応援のため出動したときは、応援者は応援を求めた者の所轄のもとに行動しなければならない。

(平24条例11一部改正)

第8条 団長及び団員は、常に気象通報に注意し水防活動の円滑な活動に支障のないように努めなければならない。

2 団長及び団員は、水防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は他人に義務の負担をかけるような行為をしてはならない。

3 団長及び団員は、機械器具その他水防団の設備資材を職務外に使用してはならない。

(報酬)

第9条 団長及び団員の報酬は、次のとおりとする。

(1)	団長	年額	101,000円
(2)	副団長	同	88,000円
(3)	分団長	同	71,000円
(4)	本部付部長	同	71,000円
(5)	副分団長	同	27,000円
(6)	部長	同	9,900円
(7)	班長	同	6,700円
(8)	班員	同	4,200円

2 前項の報酬は、併給しない。

(昭36条例2、昭37条例3、昭41条例13、昭43条例2、昭46条例4、昭49条例3、昭52条例4、昭55条例3、昭60条例5、平2条例3、平6条例2、平10条例9一部改正)

(報酬の支給方法)

第9条の2 報酬は、新たに団長及び団員となった者には、その日からこれを支給し、離職又は死亡した者には、その月分の全額を支給する。

2 職の異動により団長及び団員の受ける報酬に異動があった場合は、その日から新たな額の報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、日割計算を必要とするときは、その月の現日数を基礎としてこれを行う。

(昭52条例4追加)

(報酬の支給期)

第10条 前条の報酬の支給期は、当該年度分を年度最終の月に支給する。

2 前項の規定にかかわらず受給者より請求がある場合その経過した月までの給与額については、この限りでない。

(費用弁償)

第11条 団長及び団員が水防に出務したときは、費用弁償として8時間6,500円の範囲内において、次の各号により算出した額を支給する。

(1) 1日のうちその最初の出務に対しては、4時間以内につき4,100円

(2) 出務時間が4時間を超えるときは、その超える時間が1時間を増す毎に600円を加給する

2 団長及び団員が水防訓練に従事したときは、前項の規定にかかわらず費用弁償として1回につき6,500円を支給する。

(昭36条例2、昭37条例1、昭38条例2、昭40条例4、昭42条例3、昭43条例2、昭44条例3、昭48条例3、昭50条例4、昭51条例3、昭53条例2、昭56条例3、昭59条例4、昭62条例3、平7条例1一部改正)

第12条 洪水、津波又は高潮防御のため水防作業に従事したときは、1日1,300円の範囲内において、次の各号により算出した額を加給する。

- (1) 1日のうちその最初の作業に対しては、2時間以内につき550円を支給する
- (2) 作業時間が2時間を超えるときは、その超える時間が1時間を増す毎に250円を加算する
(昭49条例3、昭51条例3、平7条例1、平24条例11一部改正)

第12条の2 洪水、津波又は高潮防御のため午後10時から翌日の午前5時までの間（以下本条中深夜という。）水防に出務したときは、1,800円の範囲内において、次の各号により算出した額を加給する。

- (1) 深夜の出務のうちその最初の2時間以内につき550円
- (2) 深夜の出務が2時間を超えるときは、その超える時間が1時間を増す毎に250円
(昭51条例3追加、平7条例1、平24条例11一部改正)

(西淀川筋本部)

第13条 津波又は高潮防御を受持つ大阪市西淀川区にあっては、西淀川筋本部を設けることができる。

(平24条例11一部改正)

(施行の細目)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。
- 2 水防団長及び水防団員は、前淀川右岸水害予防組合の水防団長及び水防団員を引継ぎ、この組合設立の日水防団長及び水防団員を任命したものとする。ただし、水防団長等任期の定めある団員の任期の計算は、昭和34年4月1日から起算するものとする。

附 則 (昭36.4.1 条例2)

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則 (昭37.3.23 条例1)

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則 (昭37.4.20 条例3)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。
- 2 改正前の条例規定に基づいてすでに団長及び団員に支払われた昭和36年10月1日以降この条例の施行の日の前日までの期間に係る報酬は改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則 (昭37.12.25 条例11)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭38.3.25 条例2)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭40.3.31 条例17)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭40.6.22 条例4)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

2 改正前の条例の規定に基づいてすでに団長及び団員に支払われた昭和40年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間にかかる水防訓練従事費用弁償は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭41. 3. 26 条例13）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭42. 3. 29 条例3）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭43. 3. 29 条例2）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭44. 3. 26 条例3）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭46. 3. 29 条例4）

この条例中、第9条第1項の規定は、昭和46年4月1日から別表の規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（昭48. 3. 28 条例3）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭49. 3. 29 条例3）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭50. 3. 18 条例4）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭51. 3. 29 条例3）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭52. 3. 30 条例4）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭53. 3. 27 条例2）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭55. 3. 28 条例3）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭56. 3. 30 条例3）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭59. 3. 30 条例4）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭60. 3. 25 条例5）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭62. 3. 23 条例3）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平元. 3. 29 条例3）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平2. 3. 30 条例3）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平6. 3. 23 条例2）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平7. 3. 16 条例2）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平10. 3. 23 条例9）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 23 条例6）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 12. 21 条例11）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表（水防団定員）

1 淀川筋本部

定 員					備 考
団 長	副団長	部 長	班 員	計	
1名	2名	5名	15名	23名	

(昭46条例4、一部改正)

2 西淀川筋（防潮筋を含む）本部

定 員						備 考
団 長	副団長	部 長	班 長	班 員	計	
1名	1名	3名	4名	10名	19名	団長は淀川筋本部団長兼務

(昭46条例4、一部改正)

3 水防分団

(1) 淀川筋

名 称	定 員					
	分団長	副分団長	部 長	班 長	班 員	計
島本水防区	1名	1名	2名	9名	90名	103名
高 槻 第1水防区	1	1	2	6	60	70
高 槻 第2水防区	1	1	2	8	80	92
高 槻 第3水防区	1	1	4	15	150	171
高 槻 第4水防区	1	1	3	11	110	126
高 槻 第5水防区	1	1	2	8	80	92

名 称	定 員					
	分団長	副分団長	部 長	班 長	班 員	計
高 槻 第 6 水 防 区	1 名	1 名	2 名	6 名	6 0 名	7 0 名
芥 川 水 防 区	1	1	1	5	5 0	5 8
三 箇 牧 第 1 水 防 区	1	1	3	1 3	1 3 0	1 4 8
三 箇 牧 第 2 水 防 区	1	1	1	7	7 0	8 0
鳥 飼 第 1 水 防 区	1	1	1	6	6 2	7 1
鳥 飼 第 2 水 防 区	1	1	1	5	5 0	5 8
鳥 飼 第 3 水 防 区	1	1	2	1 0	1 0 0	1 1 4
味 生 水 防 区	1	1	3	1 1	1 0 6	1 2 2
玉 島 第 1 水 防 区	1	1	2	7	7 0	8 1
玉 島 第 2 水 防 区	1	1	2	8	7 4	8 6
安 威 川 水 防 区	1	1	2	7	7 6	8 7
豊 能 水 防 区	1	1	1	6	6 0	6 9
東 淀 川 第 1 水 防 区	1	1	1	6	6 0	6 9
東 淀 川 第 2 水 防 区	1	1	2	7	7 0	8 1
東 淀 川 第 3 水 防 区	1	1	2	7	7 0	8 1

名 称	定 員					
	分団長	副分団長	部 長	班 長	班 員	計
東 淀 川 第 4 水 防 区	1 名	1 名	1 名	3 名	3 0 名	3 6 名
東 淀 川 第 5 水 防 区	1	1	1	4	4 0	4 7
淀 川 第 1 水 防 区	1	1	2	5	5 0	5 9
淀 川 第 2 水 防 区	1	1	2	5	5 0	5 9
淀 川 第 3 水 防 区	1	1	1	5	5 0	5 8
淀 川 第 4 水 防 区	1	1	1	3	3 0	3 6
淀 川 第 5 水 防 区	1	1	1	3	3 0	3 6
計	2 8	2 8	5 0	1 9 6	1, 9 5 8	2, 2 6 0

(昭40条例17、昭42条例3、昭50条例4一部改正)

(2) 西淀川筋 (防潮筋を含む)

名 称	定 員					
	分団長	副分団長	部 長	班 長	班 員	計
西 淀 川 第 1 水 防 区	1 名	1 名	0 名	2 名	1 7 名	2 1 名
西 淀 川 第 2 水 防 区	1	1	0	2	1 9	2 3
西 淀 川 第 3 水 防 区	1	1	0	2	1 7	2 1
西 淀 川 第 4 水 防 区	1	1	0	2	2 1	2 5

名 称	定 員					
	分団長	副分団長	部 長	班 長	班 員	計
西 淀 川 第 5 水 防 区	1 名	1 名	0 名	2 名	2 1 名	2 5 名
西 淀 川 第 6 水 防 区	1	1	0	3	2 4	2 9
西 淀 川 第 7 水 防 区	1	1	0	3	3 1	3 6
西 淀 川 第 8 水 防 区	1	1	1	4	3 7	4 4
西 淀 川 第 9 水 防 区	1	1	0	2	2 3	2 7
西 淀 川 第 1 0 水 防 区	1	1	0	2	2 1	2 5
西 淀 川 第 1 1 水 防 区	1	1	1	3	3 0	3 6
西 淀 川 第 1 2 水 防 区	1	1	1	3	3 3	3 9
西 淀 川 第 1 3 水 防 区	1	1	1	3	3 3	3 9
西 淀 川 第 1 4 水 防 区	1	1	1	4	4 3	5 0
西 淀 川 第 1 5 水 防 区	1	1	1	3	3 4	4 0
西 淀 川 第 1 6 水 防 区	1	1	1	3	3 4	4 0
西 淀 川 第 1 7 水 防 区	1	1	2	7	6 9	8 0
計	1 7	1 7	9	5 0	5 0 7	6 0 0
合 計	4 5	4 5	5 9	2 4 6	2, 4 6 5	2, 8 6 0

(昭42条例3、昭46条例4全改、昭50条例4、平元条例3一部改正)

第4条第2項の施行の細目

- 1 分団長は、所属水防区の属する市、区、町長並びに関係組合議会議員と協議して団長が任免する。
- 2 本部付部長は、団長が任免する。
- 3 副分団長、分団部長、班長及び班員は、分団長の推せんにより団長が任免する。